

令和8年度 市民地域清掃のてびき

1 実施日

令和8年5月30日(土)「きれいなまちづくりの日」を中心に自治会、子ども会など各団体と連携し実施日を決定の上、実施してください。

また、実施日までに「市民地域清掃シール」(※3(1)参照)を配布し、参加者への声掛けを行ってください。

2 清掃の実施

自治会を中心に、地域の道路沿いや広場、日頃利用しているごみ・資源集積場所、花壇等の清掃を行ってください。

3 市民地域清掃で集めたごみの処理方法

(1)一般ごみ

透明または半透明の袋(令和4年度より市では配布していません:片手で持てる大きさ・重さ)に入れて、「市民地域清掃シール」を貼り、地域のごみ・資源集積場所に出してください。

木の枝は、太さ10cm以下、長さ50cm未満に切り、ひもで束ねてください。

ア 「市民地域清掃シール」について

収集作業を確実にを行うため、「市民地域清掃で排出されたごみ」だと判別できるように、「市民地域清掃シール」を必ず貼付してください。

※シールはごみ袋の、前面上部に貼付して下さい。

【シール見本】



イ 「市民地域清掃シール」の受取方法

手順① 様式1「令和8年度 市民地域清掃の実施予定について」により、シールの必要枚数を、地域清掃を実施する前までに資源循環推進課へ報告する。

(報告方法は様式1を参照してください。)

※実施予定の報告を受けてから各まちづくりセンターへシールを送付するため、必ず日にちに余裕を持って提出してください。

手順② 資源循環推進課から各まちづくりセンターにシールを送付します。

※令和8年5月8日(金)を目途に送付しますが、早期に必要となる場合は個別に資源循環推進課まで御連絡ください。

ウ 多量の一般ごみの処理方法

① ごみ・資源集積場所に出すことができない場合

市で個別に回収に伺います。所管の環境事業所又は津久井クリーンセンターへ事前に御連絡ください。御連絡の際は、「地域清掃に伴うごみの収集依頼」と必ずお伝えください。

② 直接、清掃工場や津久井クリーンセンターへ搬入する場合

「一般廃棄物処理手数料の減免」の手続きが必要となります。円滑に事務手続を行うため、事前に搬入を予定される清掃工場又は津久井クリーンセンターまで御連絡ください。

※上記①と②の場合はシールの貼付は必要ございません。

(2) 資源及び容器包装プラ

ア 地域のごみ・資源集積場所に出す場合

びん類、かん類、金物類、布類、蛍光管・水銀体温計、使用済食用油、紙類(新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、紙製容器包装)、ペットボトル、プラ製容器包装に分別して、透明または半透明の袋に入れて、「市民地域清掃シール」を貼らずに、地域のごみ・資源集積場所に出してください。

イ 「資源リサイクルステーション」に搬入する場合

アと同様に分別して、透明または半透明の袋に入れて、「市民地域清掃シール」を貼らずに、「資源リサイクルステーション」(各リサイクルスクエア及び津久井クリーンセンターに設置)に持ち込んでください。

(3) 不法投棄物(粗大ごみ)

個別に回収を行いますので資源循環推進課(旧津久井地域については、津久井クリーンセンター)へ御連絡ください(不法投棄物ではないものは回収いたしません。)

※注意事項

御連絡いただく際には、集めた不法投棄物(粗大ごみ)について必ず全てお伝えください。回収時に事前に御連絡いただいていない不法投棄物があった場合、その場で回収できず、回収までにさらに時間をいただく可能性があります。

(4) 道路側溝の清掃

地域清掃にあわせて、道路側溝の清掃を実施する場合(私道分は除く)は、次のとおり、土のう袋の配布及び側溝清掃土の回収を行います。

ア 土のう袋の受取方法

以下の3点を所管の土木事務所へ事前連絡のうえ、窓口でお受け取りください。

- ・自治会名、代表者名、連絡先
- ・清掃予定日
- ・必要となる土のう袋の枚数

イ 地域清掃の側溝土砂回収方法

以下の3点を地図上に記載し、所管の土木事務所へ御連絡のうえFAXしてください(持参可)。

- ・自治会名、代表者名、連絡先
- ・清掃土の入った土のう袋の場所(位置図を添付)
- ・袋の数量

※注意事項

- ・側溝清掃のために、蓋を持ち上げる場合は危険を伴いますので、十分御注意ください。
 - ・道路側溝の清掃活動中の事故については、自損・他損問わず、道路管理者(所管の土木事務所)は補償等をいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
 - ・側溝のつまりがございましたら、所管の土木事務所へ御連絡ください。
 - ・土のう袋は、一般ごみ及び資源、容器包装プラごみ用として使用しないでください。
 - ・土のう袋は、通行上支障のない道路脇などにまとめて置いてください。
 - ・土のう袋は、収集の支障となるため、ごみ・資源集積場所には置かないでください。
 - ・側溝清掃で集めた落ち葉が汚泥と分別できる場合には落ち葉と汚泥を分けて袋に詰め、落ち葉のみの袋については一般ごみとして地域のごみ・資源集積場所に出してください。
- 理由:土木事務所では汚泥の回収を行っており、落ち葉は汚泥処理施設では受入ができません(毎年、落ち葉のみを入れた袋が出され、回収できない事案があります)。
- ・御連絡をいただいてから、1～2週間程度で委託業者が清掃土の入った土のう袋を回収しますが、回収が集中した場合は遅れることがありますので御了承ください。
 - ・上記は、市民地域清掃活動に伴う対応であり、通常の市民要望は別途の対応となり、対応までの時間を要すこと及び清掃対応の「必要・不要」の判断をさせていただく場合がございます。

4 実施の報告

市民地域清掃の実施後、1週間を目途に様式2『令和8年度 市民地域清掃実施報告書』を資源循環推進課へ報告してください。(報告方法は様式2を参照してください。)

<お問い合わせ一覧(一般ごみ等の処理)>

問合せ先	多量一般ごみ 個別回収	多量一般ごみ 直接搬入	資源等 直接搬入	不法投棄物等 の回収
資源循環推進課 Tel042-769-8334				○
麻溝台環境事業所 Tel042-747-1241 南区麻溝台 1524-1	○			
橋本台環境事業所 Tel042-772-0218 緑区橋本台 2-14-23	○			
津久井クリーンセンター Tel042-784-2711 緑区青山 3385-2	○	○	○	○※1
麻溝台リサイクルスクエア Tel042-742-0006 南区麻溝台 1524-1			○	
橋本台リサイクルスクエア Tel042-774-2050 緑区下九沢 2084-3			○	

※1城山地区、津久井地区、相模湖地区及び藤野地区

<お問い合わせ一覧(一般ごみ等の処理)>

問合せ先	多量一般ごみ 個別回収	多量一般ごみ 直接搬入	資源等 直接搬入	不法投棄物等 の回収
南清掃工場 Tel.042-748-1133 南区麻溝台 1524-1		○		
北清掃工場 Tel.042-779-1110 緑区下九沢 2074-2		○		

<お問い合わせ一覧(道路側溝の清掃)>

問合せ先	対象地域
緑土木事務所(城山班) 電話:042-783-8151 FAX:042-782-1290 緑区久保沢 1-3-1 城山総合事務所2階	城山地区
津久井土木事務所(維持整備班) 電話:042-780-1417 FAX:042-780-1481 緑区中野 633 津久井総合事務所別館 2階	津久井地区
津久井土木事務所(相模湖班) 電話:042-684-3252 FAX:042-684-3618 緑区与瀬 896 相模湖総合事務所 1階	相模湖地区
津久井土木事務所(藤野班) 電話:042-687-5512 FAX:042-687-5688 緑区小淵 2000 藤野総合事務所 3階	藤野地区
緑土木事務所 電話:042-775-8818 FAX:042-700-7018 緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 5階	城山地区、津久井地区、 相模湖地区及び藤野地区以外 の緑区内
中央土木事務所 電話:042-769-8266 FAX:042-754-1068 中央区中央 2-11-15 本庁舎第1別館 2階	中央区内
南土木事務所 電話:042-749-2213 FAX:042-744-2751 南区相模大野 5-31-1 南区合同庁舎 4階	南区内



令和8年4月作成

環境経済局 資源循環推進課